

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

平成26年10月9日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における提言「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について」（以下単に「提言」と言う。）等を踏まえ、法科大学院における教育研究の質の確保や水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、判定の厳格化や認証評価機関ごとのばらつきの是正等の改善のために、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令について所要の改正を行う。（施行期日：平成27年4月1日）

2. 改正の概要

(1) 評価項目の見直し

認証評価機関が作成する大学評価基準に盛り込むことが必要な評価項目を明確化するため、以下三つの事項を追加する。なお、それぞれの項目について活用することが望ましいと考えられる客観的な指標及びその活用方法については、施行通知に記載する。（施行通知の概要は別紙参照）【細目省令第4条第1項第1号の一部改正】

- ・ 入学者選抜に関することとして、入学者の適性及び能力の適確かつ客観的な評価について
- ・ 収容定員に関することとして、入学定員の適切な設定について
- ・ 司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況について

(2) 不適合と評価された事項への対応の追加

法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとする。【細目省令第4条第1項第3号を新設】

(3) 評価後の状況変化への適切な対応の追加

法科大学院の認証評価に係る認証評価機関が、認証評価を行った後に受審法科大学院の教育活動の状況に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該法科大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとする。【細目省令第4条第3項を新設】

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の一部改正に当たっての留意事項(案)

1 総論

- 今回の改正は、認証評価機関が客観的指標を適切に活用しつつ法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われることを目的とすること
- 認証評価機関においては、改正省令や本通知を踏まえ、評価基準や解釈指針等の改正などを遺漏なく行うよう留意すること

2 大学評価基準において定める評価事項関係

- 認証評価機関が法科大学院の認証評価を実施するに当たっては、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」に関する事項について重点的な評価を行うよう留意すること

3 客観的指標の活用方法関係

- 2に掲げる事項の評価を行う際には、客観的指標を対外的に明確にする形で取り入れるとともに、水準を下回っている理由を教育の質と関連付けて精緻に評価することや、教育の質の改善見込みについても具体的に分析・明示することなどを通じ、総合的に適格認定の判断を行うこと
- 客観的指標の水準を下回することは、それ自体、教員や教育課程など当該法科大学院の教育の質に関して何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものであることから、当該法科大学院の状況についての評価の結果、特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限りは、大学評価基準に照らして不適格の判定がなされるべきであること。なお、仮に、適格と判断する場合には、その評価結果や理由等を社会に対して説明する責任をより強く求められるものであること
- 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること

➤ 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍未満）

競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念されることから、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

➤ **入学定員充足率（目安：50%未満）／入学者数（目安：10名未満）**

教育組織として規模が小さくなりすぎている恐れがあり、入学定員の適正な管理への影響が懸念されることから、夜間開講や地域性といった個別の事情も勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育環境が確保される観点から、入学定員が適正に管理されているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は教育の実施や教員の質の保証の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

➤ **司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分未満）**

教育の実施や教員の質の保証に課題があると強く類推されることから、法学未修者教育の実施状況や夜間開講といった個別の事情及び司法試験の合格状況の改善状況なども勘案しつつ、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認する必要があること

なお、当該指標は入学者の質の確保や入学定員の適正な管理の評価を行う際の判断にあたっても関係するものであること

4 その他

- 認証評価機関として、適格認定を受けられなかった法科大学院に対して追評価を実施するよう努めること
- 評価結果に付記することを要する法科大学院の教育状況の重要な変化としては、志願者の大幅な減少による入学定員充足率の変化等が想定されること

など